

志木市営繕工事における週休２日制工事試行要領

(趣旨)

第１条 この要領は、市が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において、週休２日制工事を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休２日制工事 対象期間において、４週間当たり８日以上現場閉所又は現場休息を行うことにより行われる工事をいう。
- (2) 対象期間 当該工事の着手日から当該工事の完了日までの期間をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の工事の現場を管理する上で必要となる作業を除き、１日を通じて工事の現場全体が閉所されることをいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で巡回パトロール、保守点検等の工事の現場を管理する上で必要となる作業を除き、１日を通じて現場作業が行われない状態をいう。
- (5) 現場閉所（現場休息）日 現場閉所又は現場休息が行われる日（次に掲げる期間にあっては、現場閉所又は現場休息が行われる土曜日及び日曜日に限る。）をいう。

ア ８月１４日から同月１６日までの夏季休暇期間（以下「夏季休暇期間」という。）

イ １２月２９日から翌年１月３日までの年末年始期間（以下「年末年始期間」という。）

ウ 工場での制作のみを実施する期間

エ 工事の全体を中止する期間

オ その他発注者が対象期間に含まないこととする期間

- (6) 発注者指定型 市が、週休２日制工事として施工するよう指定し

た上で工事を発注する方式をいう。

(7) 受注者希望型 市が、受注者が希望する場合に週休２日制工事として施工する工事を発注する方式をいう。

(対象外とする工事)

第３条 次に掲げる工事は、週休２日制工事の施工の対象としない。

(1) 竣工時期、現場条件等に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事

(3) 対象期間が１週間未満の工事

(4) その他週休２日制工事として施工することが困難な工事

(現場閉所（現場休息）日)

第４条 対象期間中における現場閉所（現場休息）日は、土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により他の曜日を現場閉所（現場休息）日とすることを妨げない。

２ 受注者は、現場閉所（現場休息）日とする予定がなかった土曜日及び日曜日以外の曜日を現場閉所（現場休息）日とすることとしたときは、速やかに、その旨を市に報告するものとする。

３ 受注者は、天候の影響等のやむを得ない理由により現場閉所（現場休息）日に作業を行わなければならない場合は、原則として、当該作業を行った日の前後７日（土曜日、日曜日、夏季休暇期間及び年末年始期間を除く。）以内の他の曜日に、現場閉所（現場休息）日を振り替えるものとする。

４ 受注者は、前項の規定による現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合は、緊急の場合を除き、事前に工事現場連絡票を提出し、市の承認を受けるものとする。

(発注方式等)

第５条 週休２日制工事の発注は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者指定型又は受注者希望型により行うものとする。

２ 市は、週休２日制工事の発注に当たっては、入札公告、指名通知及び当該工事に係る特記仕様書に別記のとおり明示するものとする。

３ 受注者は、市が受注者希望型により工事の発注を行う場合には、市

と工事現場連絡票により協議を行い、週休２日制工事の施工の可否を決定するものとする。

（適正な工期の確保）

第６条 市は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方（平成３０年２月９日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議）等に基づき、週休２日制工事の適正な工期を設定するものとする。

２ 前項の規定による工期の設定に当たっては、当該工期を変更する必要がある場合に備え、当該変更に係る手続に要する期間を考慮するものとする。

（労務費の補正等）

第７条 週休２日制工事に係る労務費の額は、埼玉県営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領第５の規定に準じて計算した額とする。

２ 発注者指定型により発注した工事の完了後に対象期間中における現場閉所（現場休息）日を確認し、その日数が４週間当たり８日に満たない場合は、当該工事に係る契約の変更を行い、当初の設計額を経費の額とする。

３ 受注者希望型により発注した工事の完了後に対象期間中における現場閉所（現場休息）日を確認し、その日数が４週間当たり８日に満たない場合は、当該週休２日制工事に係る契約の変更を行い、当初の設計額を労務費の額とする。

（施工計画書等の提出）

第８条 受注者は、週休２日制工事として当該工事を施工することについて、当該工事の着手前に施工計画書及び工程表を作成し、市に提出するものとする。

（現場閉所又は現場休息の実施に係る計画書の提出等）

第９条 受注者は、工事の着手前に、当該工事の着手日から２８日を経過する日までの間における、現場閉所又は現場休息の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）を市に提出するものとする。

2 受注者は、前項の規定によるもののほか、対象期間中に、28日ごとの対象期間における計画書を、当該対象期間の7日前までに市に提出するものとする。ただし、当該工事の完了日までの対象期間が28日に満たない場合にあっては、7日ごとの対象期間における計画書を市に提出するものとし、当該工事の完了日までの対象期間が7日に満たない場合にあっては、当該対象期間における計画書の提出は要しないものとする。

3 分離発注工事の受注者は、当該分離発注工事の受注者間で現場閉所（現場休息）日について調整を行った上で、計画書を作成するものとする。

（現場閉所又は現場休息の実施状況に係る報告書の提出等）

第10条 受注者は、前項の規定により提出したそれぞれの計画書に係る対象期間における、現場閉所又は現場休息の実施の状況についての報告書（以下「報告書」という。）を、当該対象期間が終了した日から7日以内に市に提出するものとする。

2 受注者は、工事の完了日から3日以内に、対象期間中における報告書を、作業日報、出勤簿等とともに提出し、当該工事における現場閉所又は現場休息の実施の状況について市の確認を受けるものとする。

（受注者への配慮等）

第11条 市は、現場閉所日に作業が生じないよう配慮するとともに、受注者から協議を受けた際には、速やかに対応するものとする。

（下請負人への指導）

第12条 受注者は、週休2日制工事の施工に当たり、4週間当たり8日以上現場閉所を行うよう、下請負人に対し指導を行うものとする。

附 則

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 第7条の規定については、当分の間、同条第1項中「埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」施行要領」とあるのは、「令和7年10月1日以降に公告する工事に適用する前の埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」施行要領」と読み替えるものとする。

附 則（令和 7 年志木市告示第 7 9 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年志木市告示第 2 4 4 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別記

第 1 入札公告及び指名通知

(1) 発注者指定型による場合

本工事は、志木市営繕工事における週休 2 日制工事試行要領の対象工事（発注者指定型）である。

(2) 受注者希望型による場合

本工事は、志木市営繕工事における週休 2 日制工事試行要領の対象工事（受注者希望型）である。

第 2 特記仕様書

(1) 発注者指定型による場合

本工事は、志木市営繕工事における週休 2 日制工事試行要領の対象工事（発注者指定型）である。

なお、試行要領は、志木市ホームページで確認のこと。

(2) 受注者希望型による場合

本工事は、志木市営繕工事における週休 2 日制工事試行要領の対象工事（受注者希望型）である。

なお、試行要領は、志木市ホームページで確認のこと。